

岩手県告示第300号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成28年岩手県告示第492号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成29年4月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市、大船渡市、陸前高田市、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町
- 2 実施した期間 平成28年5月30日から平成29年3月3日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（基本重力測量）